

山梨県内の建築士に必要な講習会分類

(社)山梨県建築士会 TEL 055-233-5414

(社)山梨県建築士事務所協会 TEL 055-225-1251

建築士定期講習
(新しく設けられた講習)

お問い合わせ先
建築士会・建築士事務所協会

3年ごとに1度
初回は平成24年3月まで

受講対象
建築士事務所に所属する
全ての建築士

管理建築士講習

お問い合わせ先
建築士事務所協会

平成24年3月までに1度

受講対象
建築士事務所の管理建築士

**すべての建築士のための
総合研修(旧指定講習会)**

お問い合わせ先
建築士会

5年ごとに1度
(建築士事務所登録更新時に
受講証の写しを添付)

受講対象
全ての建築士